

【情報提供】

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について ～中小企業で最大9割の助成率、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成対象～

平素は当クラブの運営に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国（厚生労働省）は3月28日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う事業者支援として、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大策を発表し、4月1日から6月30日までを「緊急対応期間」とし、全国で特例措置を実施しております。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業（※）、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度です。

対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者（全業種）となっており、助成額の上限は対象労働者1人1日あたり8,330円となっております。また、特例措置が拡大され、要件がさらに緩和された内容につきましては、別紙をご参照のうえご確認願います。

売上や生産量が減少し、助成対象となる取組み（休業・教育訓練・出向等）を計画・実施している会員事業者各位におかれましては、お近くのハローワークへ直接、お問い合わせ・ご相談いただきますようお願い申し上げます。

以 上

※休業とは

- ・雇用助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日の従業員である労働者を休ませるものをいいます。単に事業所が営業を休むことをいうものではありません。
- ・全員ではなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。
- ・例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、もう半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用助成金の対象となります。
- ・ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要があります。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 福島労働局	ハローワークいわき	TEL	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	TEL	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	TEL	0246-63-3171

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる